

未来世代への利他性を考える

——「世代間倫理」の視点から——

竹中 信介

目次

- 一、はじめに——本研究の目的と方法——
- 二、「世代間倫理」概念の思想的源泉を探る
——近代的倫理学から環境倫理学へ——
- 三、世代間倫理の理論的枠組み
- 四、世代間倫理の応用的研究
- 五、おわりに——まとめと今後の課題——

一、はじめに——本研究の目的と方法——

従来、利他性に関する研究は、主に同時代的、共時的な文脈の中で展開されてきた。それに対して、本稿では、近時、「環

境倫理学」(environmental ethics)の一つの主張として展開されている「世代間倫理」(intergenerational ethics)という概念を手がかりに、通時的な視点から、未来世代への利他性を考える。

まず、「世代間倫理」とは、「現在世代」の「未来世代」に対する、責任や義務、思いやり、同情、共感、慈悲などを包含した「倫理」のことである。「世代間倫理」の研究は、その性質上、非常に多岐に渡る人類の営為を包含すると考えられるが、本稿では「地球環境問題」の文脈における「世代間倫理」の問題を中心に取りあげる。その理由は、「世代間倫理」という言葉自体が、その文脈で形成されたからである。その他の文脈

での「世代間倫理」の研究に関しては、概略的に紹介する形で取り上げる。

本論に入る前に、「未来世代への利他性の内容は何か？」及び「現在世代は未来世代のために何ができるのか？」という二つの問いを提起しておきたい。これらの問いを念頭に、次章以降で「世代間倫理」研究の諸相を整理し、「五、おわりに」で、本研究のまとめから、その答えを示したい。最後に、今後の課題を示し、本稿を締めくくりたい。

二、「世代間倫理」概念の思想的源泉を探る ——近代的倫理学から環境倫理学へ——

これまで主流であった近代の倫理学における限界性は、①倫理の対象が「人間」に限定されており、他の「動物」や「自然環境」に及んでいなかった点、②倫理の対象が「同時代の」人々に限定されていたという点に見出される。このような限界性を持つ倫理学の枠組みでは、「地球環境問題」に対処することができない。そのような理由から「環境倫理学」が徐々に形成されていくことになった。

①及び②の限界性に応答する形で「環境倫理」が提唱された。アメリカの環境倫理学者・シユレーダー¹¹フレチエット(K. S. Shrader-Frechette)女史は、前者を「第一義的環境倫

理」、後者を「第二義的環境倫理」と呼んでいる。¹²

(一) 人間以外の生物や自然に対する倫理的配慮の思想的源泉

まず、①の視点から形成された「第一義的環境倫理」の思想的源泉を探ると、十七世紀の「科学革命」(Scientific Revolution)に辿り着く。その「科学革命」を支えた形而上学的源泉として行き当たるのがイギリスのフランシス・ベーコン(Francis Bacon, 1561-1626)及びフランスのルネ・デカルト(René Descartes, 1596-1650)の思想である。ベーコンの思想を特徴付けるのが「自然の支配」(dominance of nature)の理念であり、一方のデカルトは「機械論的自然観」(mechanistic view of nature)である。この問題については、近代から現代までの思想的変遷の問題に止まらず、もっと長期的な人類史というスパンでの検討が求められる。そのことに関しては、別稿にて詳しく比較文明学の視点から考察したい。

(二) 「未来の他者」、「未来世代」への倫理的配慮の思想的源泉

次に、②の視点から「世代間倫理」という概念が形成された歴史的経緯を確認しておこう。まず、「地球環境問題」においてその倫理・道徳的もしくは政策的な配慮の対象とされるのが、「未来の他者」あるいは「未来世代」である。それ故、過去と現在という時間軸をその中心に据えてきた、これまでの倫

理学の枠組みでは、「地球環境問題」のような課題に対処できない。そこで、未来志向型の倫理学の範疇に属する「環境倫理学」は、「世代間倫理」という概念をその一つの主張として展開しはじめた。ここでは、「近代的倫理学」の学問的限界を克服する試みで、「世代間倫理」の必要性が指摘されるようになった、という事実を確認しておきたい。

さらに②に關しての思想的源泉を辿ると、イギリスのトマス・ホッブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) やフランスのジャン・ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778) 等、近代の政治哲学者らが展開した「民主主義」(democracy) 論に行き着く。⁽²⁾ 彼らの取り組みは、神や王権といった世俗を超越する存在から一定の距離を置きつつ、あるいは封建主義的な国家体制を脱却することを目的としていた。いわゆる近代的な民主国家への道筋が示され、「自由」や「平等」といった価値観が民衆を先導することになった。そこで重視されたのは、同時代人の、さらに言えば「個人」(individual) の「自由」や「平等」であったのである。⁽³⁾

こうした「個」を重視する傾向は、「近代」の社会を象徴するものである。「民主主義」あるいは「個人主義」(individualism) 的傾向の是非に關しては、当時から世界大戦あるいは地球環境問題が深刻化する時代まで(十六〜二十世紀中盤)の間、少なくとも「地球規模での危機」として議論されることは

なかった。ここで論者が指摘したいのは、「地球環境問題」の「危機」が「危機」として認識あるいは自覚されてからようやく、人類が、その思想的源泉を反省的に捉え直し、新しい時代に対応する思想的枠組みを考えはじめた、という図式である。現在世代が、未来世代の生存の方向を見据えて取り組んでいるのは、まさにそのことである。

三、世代間倫理の理論的枠組み

「一、はじめに」でも述べたように、「世代間倫理」という概念が形成された背景には、「地球環境問題」という一つの大きな原因が存在する。本章では、地球環境問題における「世代間倫理」(intergenerational ethics) 研究の諸相を整理したい。ただし、地球環境問題の文脈では、世代間の「倫理」(ethics) のみならず、「正義」(justice) あるいは「衡平」(equity) の問題が重点的に取り上げられているため、適宜そちらの研究をも参照することにする。

- (一) 「現在世代」と「未来の他者」「未来世代」の関係、及び「未来世代」と「将来世代」の語の異同と本稿での使用法について

ここで、具体的に「世代間倫理」の先行研究の検討に入る前

に、後の議論を円滑にするための手続きとして、「未来の他者」あるいは「未来世代」と「現在世代」の関係、さらに「未来世代」と「将来世代」という語の使い分け、さらにそれらの語の本稿での使用法に関して一言しておきたい。

「環境倫理学」において、主に議論の対象とされてきた「未来世代」は、「現時点で未だに生を受けていない存在」である。その意味で、従来の倫理学では対処できなかった「未来世代」への倫理的配慮の問題が扱える可能性が生まれたということである。一方で、「環境倫理学」の枠組みの中でも、「同時代的、共時的に存在する世代間（例えば親と子の世代間）での倫理」という意味での「世代間倫理」が問題にされることもある。例えば、以下の竹内昭（二〇〇〇）の主張を参考に見てみよう。竹内は、殊更に新しい「環境倫理学」を持ち出して、相互に互恵性・相互性が存在しない「現在世代」と「未だ存在しない（未来世代）」の間での倫理を問うのではなく、「共時的に存在する現代の世代間のバランスを考えれば十分である」と主張している。

このような場合、共時的に存在する、例えば「親世代」の呼称には「現在世代」が使用され、既に存在している「子世代」や「孫世代」の呼称には、未だ存在しない「未来世代」との混同を防ぐために、「将来世代」の語が使用されることもある。ただし、先行研究では、この両者（「未来世代」と「将来世

代」の使い分けがそれほど明確ではない。本稿で対象とする「未来の他者」には、その意味での「将来世代」をも含めて考えるが、総称として「未来世代」の語を使用することにし、適宜、補足を加えながら議論を展開したい。

（二）世代間倫理の代表的な類型

① ハンス・ヨナスにおける「未来倫理」—— 世代間倫理の先駆的研究 ——

ドイツ生まれのユダヤ人哲学者ハンス・ヨナス (Hans Jonas, 1903-1993) が比較的早い段階から、「現在世代の未来世代への責任」という人類的な倫理的課題を指摘してきた。ヨナスは、一九七九年に著した『責任とこう原理』(Das Prinzip Verantwortung) の中で、科学技術文明における人類の新たな倫理として、「未来倫理」(Zukunftsethik) の必要性を強調した。ヨナスの「世代間倫理」に関する主張が端的に示されている文を以下に引用しよう。

導出される具体的内容を持った義務は、連帯、共感、公正の倫理学へ、さらには同情の倫理学へと包摂されるかもしれない。この倫理学によれば、われわれは、将来の人間がまるで同時代人であるみたいに想定し、われわれ自身の願望や不安、喜びや悲しみを彼らに投影する。この倫理学

がわれわれの現実の同時代人に承認し、また尊重するように命じている権利を、将来の人間たちにも承認する。将来の人間たちの権利を前もって尊重しておくことは、われわれが創始者として彼らを一方的に生み出すという事実によって、われわれの特別な責任となる。⁽⁶⁾

ここで彼が主張する倫理学における徳目は、「連帯」、「共感」、「公正」、「同情」であるが、従来の倫理学ではそれらの対象が「同時代人」に限定されていたということを確認しておくべきだ。彼は、「将来の人間がまるで同時代人であるみたいに想定し、われわれ自身の願望や不安、喜びや悲しみを彼らに投影する」と述べており、この部分が彼の「未来倫理」を特徴付けていると考えられる。

さらに後半部分の主張が重要である。彼は一貫して、「現在世代」から「未来世代」への責任を、人類に対する至上命令(定言命法)⁽⁷⁾としている。その理由を「われわれが創始者として彼らを一方的に生み出すという事実によって、われわれの特別な責任となる」としているのだが、端的に言い換えると、未来世代には自ら生まれてくるということを選択する権利がないため、現在世代には一方的に未来世代に対する責任がある、ということになる。

その点について、彼の主張をさらに検討してみよう。彼は、

「現在世代」と「未来世代」を親子関係の図式として考えている。親である現在世代が、子である未来世代に責任を負うのは、当然である、という論理である。このような論理に関して、人間の感情あるいは感性に訴えかけるものとしては、一定程度評価されるかもしれない。しかしながら、親⇨現在世代、子⇨未来世代と考える論理は「地球環境問題」の文脈に適用した場合、端的にヨナスの議論のもとで「世代間倫理」が成り立つかどうか。この点に関しては、慎重な議論が求められる。何が問題なのか。通常の親子関係は、「親」と、目の前に現に存在している目視できる「子」の関係である。つまり「既に生まれている子」が、倫理的配慮の対象という点が重要である。ヨナスに言わせれば、子には生まれることを選択権がないため、親は必然的にその保護・擁護の責任を負う、ということになる。

それに対して、人類規模での地球環境問題の文脈に適用して考えた場合、その影響が、現在世代が顔を合わせることがない遠い(例えば二百年後の)「未来世代」にまで及ぶ、ということを指摘できる。このような条件下では、通常の短期間の親子関係モデルのまままでの援用は難しそうである。これは、「世代間の互恵性欠如の問題」と言われる。つまり、現在生存している「現在世代」は、例えば二百年後の未来には(現時点の科学では)誰も生存することができないため、直接的に「未

来世代」との関係性を結ぶことが不可能であるとし、「世代間倫理」が成り立たないという主張である。

このように、互恵的な関係にない「現在世代」と「未来世代」の間において、同情や共感に訴える方法を根拠に、世代間倫理を主張したところで、説得的ではないといった問題が生じる、と「契約関係」の有無を重んじる倫理学者は主張するのである。果たして「互恵性」や「契約関係」は、「世代間倫理」の成立条件として必要なかどうか。

この問題に関しては、「世代間倫理成立に対する疑義」に関する議論としてまとめて取り上げ、それらに対するさらなる反対意見（つまり世代間倫理成立への支持意見）を「世代間倫理成立の条件」として取り上げる必要がある。以上の論点に関しては、今後の課題として、「五、おわりに」で再び触れることにしたい。

②シユレエダー＝フレチエツト・加藤尚武における世代間倫理論と「恩送り」の思想

一方、フレチエツト女史は一九八一年に「テクノロジー・環境・世代間の公平」(Technology, the Environment, and Intergenerational Equity) という論文において、世代間倫理の問題を取り上げている。彼女は、世代間には互恵性・契約関係がないため、「近代的倫理学」では「世代間倫理」が成立しえ

ないとする批判に対して、日本語の「恩」という概念を手がかりに、過去世代からの恩を未来世代へ還元するという形の現在世代の「責務」に言及し、世代間での互恵性欠如の問題に応答しようとしている。⁽⁸⁾

同じことを哲学者の加藤尚武は次のように言い換えている。

緑の地球を受け取ったのだから、緑の地球を返さなくてはならない。バトンタッチの関係の中に完全義務が成り立つ。

地球を守ることは、未来の世代に与える恩恵ではない。現在の世代が背負う責務である。⁽⁹⁾

ここに挙げたフレチエツト及び加藤の思想は、「恩送り」(paying forward)⁽¹⁰⁾ という言葉で表現できるだろう。加藤は、その倫理的関係の型を「バトンタッチの相互性―通時的相互性」と呼ぶ。彼は、東洋の格言「先人木を植えて、後人その下に憩う」を引いて、上の引用のように述べている。しかし、冷静に考えてみると、果たして現在世代は「木の下に憩う」という恩恵を過去世代から受けた後、その木を守る、あるいは新たな木を植える努力をしてきただろうか。我々が問うべきは、この点であろう。

③日本における「世代間倫理」論の受容

日本では、先ほども取り上げた加藤尚武が「世代間倫理」の視点を論じた先駆的人物となっている。彼はヨナスの議論を踏襲して地球環境問題へのアプローチの一つとして、世代間倫理の問題に焦点を当てている。¹¹⁾

さらに環境倫理学者の鬼頭秀一等を中心に「環境倫理学」の研究が進められ、その成果である『環境倫理学』（鬼頭秀一「ほか」編、東京大学出版会、二〇〇九年）という著作の中で、「世代間倫理」の問題が提示されている。ここで、その第五章「責任・未来―世代間倫理の行方」の執筆者である倫理学者・蔵田伸雄の問題提起を参照してみよう。

蔵田は、本章を「われわれには未来に対する責任がある。」という言葉とともに始めている。これは、彼自身取り上げているように「世代間倫理」研究の先駆者であるヨナスを念頭に置いている言説である。「地球環境、あるいはある地域の環境を損なうことなく残しておくのか、それとも環境に不可逆的な変化を引き起こしてしまうのかはわれわれ次第である。」¹²⁾ということである。彼による世代間倫理の定義は、端的に「未来世代に対する倫理」ということになる。これだけでは定義としては抽象的であるため、やや詳しく述べた箇所を引用してみよう。

「世代間倫理」とは、ひとことでいえば政策や個々人の

行為を選択する際に、未来世代の利益に配慮する倫理のことである。これは「未来世代に対する倫理」「未来世代に対する責任」あるいは「未来世代に対する義務」といわれることもある。後で述べるように、近年用いられることの増えた持続可能性 (sustainability) という概念も「未来世代に対する倫理」を前提としている。また世代間倫理は、「世代間の公正・平等」とよばれることもある。現在世代の人々が未来世代の人々に対して一方的にリスクを課するという関係は、「アンフェア」な、つまり公正でない関係だからである。このように「世代間倫理」とは、「次の世代に対する公正」も意味するのである。¹³⁾

蔵田の見解をまとめると、「世代間倫理」の類型は以下のようになる。つまり、①未来世代に対する責任・義務、②「持続可能性」概念を支える前提としての「未来世代に対する倫理（責任・義務）」、③世代間の公正・平等、の三つである。③に関しては後ほど取りあげるように、世代間の正義 (justice) や衡平 (equity) と言われることもある。概ねここにあげた三つの視点を「世代間倫理」の類型として良いであろう。

ここまでは「世代間倫理」の理論的枠組みに関して考察してきたが、続いて、「世代間倫理」の視点を、実際の問題に応用した研究を取り上げたい。

四、世代間倫理の応用的研究

本章では、基本的に「地球環境問題」との関連で論じられた「世代間倫理」の研究を取り上げるが、補足的に他の文脈で論じられてきた、あるいは論じられる可能性のある「世代間倫理」の研究を紹介したい。ここで補足的に紹介する研究のさらなる詳細な検討は、今後の課題としておきたい。

(一) 気候変動 (Climate Change) と「世代間正義」 (Intergenerational Justice) の問題

「世代間倫理」という言葉自体は、日本語特有のものと言われてきたが、最近では欧米の文献でも「intergenerational ethics」という言葉が登場するようになってきている。⁽¹⁵⁾しかし、欧米での議論の中心は世代間の「倫理」ではなく「正義」すなわち「世代間正義」論である。この世代間正義論を最も早く（一九七一年に）展開したのはアメリカの哲学者・ジョン・ロールズ (John Rawls, 1921-2002) である。⁽¹⁶⁾

このころでは、世代間正義の視点から地球環境問題、特に気候変動の問題を取り上げた最近の論考を紹介する。国際法が専門のウェイス (Edith Brown Weiss) の「未来世代への公正を期し⁽¹⁷⁾」、環境政治学が専門のシュバート (Fabian Schuppert) の「気候変動の緩和と世代間正義」⁽¹⁸⁾、政治学・国際関係学が専門の

レンドール (Matthew Rendall) の「気候変動と災害の脅威」⁽¹⁹⁾等が挙げられる。いずれの論文でも、現在世代と未来世代の間での「正義」や「公正」の問題が扱われている。

(二) 人口問題とそれに伴う資源枯渇・生物多様性喪失の問題

哲学・比較文明論の立場から服部英二が、『文明間の対話』(麗澤大学出版会、二〇〇三年) や『文明は虹の大河―服部英二文明論集』(麗澤大学出版会、二〇〇九年)、『未来を創る地球倫理―いのちの輝き・こころの世紀へ』(モラロジー研究所、二〇一三年)、『未来世代の権利―地球倫理の先覚者、J・Y・クストー』(服部英二編著、藤原書店、二〇一五年)等の中で再三、人口爆発と資源の枯渇あるいは生物多様性の滅失に対して警鐘を鳴らし、「未来世代の権利」を強調してきた。

服部の主張は、現在を生きる人々の倫理性に訴えかけるという意味では、一定の説得力を持つと言えるが、「未来世代」は未だ存在していないため、未来の人々は「現時点」においては「権利」を持たないとする見解も存在する。そのため、未来世代が現在世代に対して配慮を請求する権利を「現時点」で持っているという、いわゆる「権利説」の見解に関しては慎重な議論が求められる。⁽²⁰⁾この点に関して論者は、未来世代の「権利」(rights)ではなく、現在世代の「義務」(obligations) という視点から議論した方が有益であると考える。そのような視点を

念頭に、「人口問題」(Population Problems)と「世代間正義」の問題を考えてみたい。

(三) 人口問題と世代間正義の問題

最近、世代間正義論の文脈において、人口問題へアプローチする研究が登場してきた。例えば、実践哲学が専門のアレニウス (Gustaf Arrhenius) は、「平等主義と人口変動」において、近年発展してきた「人口倫理学」(population ethics) の視点から、未来世代への道徳的義務や世代間正義の問題を論じている。⁽²¹⁾

一方、トレメル (Joerg Chel Tremmel) は、国連発表 (二〇〇三年) の人口変動予想と人口学者の見解をもとに、西暦二三〇〇年までに人口がおおよそ九十億人に達すると仮定して議論を始める。ここで彼が強調するのは、未来世代 (少なくとも二三〇〇年時点) の人口がゼロにはならないと推定できるということである。彼は結論的に、将来それだけの人口が存在するならば、現在世代の未来世代に対する「義務」(obligations) に関する議論を正当化することができる、としている。ただ、核兵器等によって人類が絶滅するという状況はどうか、その場合、義務は生じないのではないかという反論に対して、彼は現在世代の人類はそれを防ぐための努力ができる、という理由によって退けている。では、隕石の衝突による人類の絶滅はどう

か。これに関しても、そのような人類を一掃する隕石の衝突はこれまでに一度もなかった、という理由で退けている。これには議論の余地がありそうだが、高度に天文学その他の自然科学の知見が必要になるため、今はこれ以上の議論は省略せざるを得ない。ただ、仮に隕石の衝突によって人類が滅亡するという試算が出たとしても、それは、そうなる可能性があるということに過ぎず、裏を返せば、そうならない未来の到来確率がゼロでない以上、「現在世代が未来世代に対しての義務を放棄しても良い」という理論は成り立たない、と論者は主張しておきたい。

論者は、未来世代の存在の可能性がある限り、現在世代が未来世代に対する義務を放棄してはならないとするトレメルの主張には、一定程度同意する。ただ、「遠い未来世代」(distant future generation) の利害関心あるいは、科学や技術の進歩に関しては現時点では厳密な予測は不可能であるため、現在世代がどのような義務を遂行すべきなのか、また遂行できるのかという点に関しては、さらなる検討を要する。⁽²²⁾

(四) 人口減少社会は希望か？

他方、日本の現状を見ると、二〇〇四年の一億二千七百八十四万人をピークに人口減少傾向にあるが、科学哲学・コミュニティ論・ケア論が専門の広井良典は『人口減少社会という希

望』(朝日新聞出版、二〇一三年)という著書の中で、逆にそのような現状を肯定的に捉え「人口減少社会は日本にとって様々なプラスの恩恵をもたらさうるものであり、私たちの対応によつては、むしろ現在よりもはるかに大きな『豊かさ』や幸福が実現されていく社会の姿であると考えている。」⁽²³⁾と述べている。

これは世代間倫理の視点から見ると重要な言及であるが、特に「未来世代の利益」(ここでは「豊かさ」という表現)が希望的に予測されたものである。しかし、論者の見たところ本書では、それほど明確に「未来世代の利益」の内容が提示されているとは言えない。あるのは未来への展望・ビジョンに関する議論であり、何が未来世代の受け取る利益であるのか、という議論は乏しい。

ただ、広井は別の文献で興味深い議論を展開している。それは、「民俗学的な知」と「近代科学的な知」の融合という視点の提示である。その例として、通常の意味の学問的著作ではないと断りつつ、漫画家の手塚治虫(一九二八—一九八九)の『火の鳥』を取り上げている。広井は「遠い過去や土着的なものへの関心、いいかえると民俗学的・歴史学的な関心といったものと、未来や科学や宇宙への近代的な関心——この両者はある意味でかなり異質なものだと思われるが、『火の鳥』においてはその両方が融合している⁽²⁵⁾」と述べている。この広井の議論で

は、過去・現在・未来が重層的に捉えられていることが分かる。

ここで広井が指摘した民俗学的な知あるいは関心ということ言えば、日本民俗学の開拓者・柳田國男(一八七五—一九六二)の『遠野物語』あるいは『山の人生』、さらに『明治大正史世相篇』、『日本の祭』、『先祖の話』等の作品の中に、世代間倫理を考える上で重要な視点が豊富である、と論者は考える。この点に関しては、(六)で取り上げる「家の盛衰」の問題にも関わるので後ほど若干触れるが、包括的な議論は「死生学」(death and life studies)や「死生観」(one's view of death and life)の問題と合わせて、今後の課題としておきたい。

(五) 教育・労働・年金・高齢者ケア等の社会福祉問題

次に、教育・労働・年金・高齢者ケア等の社会福祉問題から世代間倫理アプローチの展開を取り上げたい。

① 教育と世代間倫理

まず、教育の問題に関して、例えば環境倫理・他文化教育・教師教育等が専門のり(Huey-li)は、「バイオテクノロジー時代の公民教育再考」において、教育はしばしば「伝統的な文化的価値の保存」(the preservation of traditional cultural values)につながるが、一方で教育は一貫して「未来志向」(future-oriented)である、という世代間倫理との関連において

非常に重要な視点を提供している。⁽²⁶⁾

この論文では、科学と技術の進歩が生態系へのリスクを高めた事実を確認し、未来はますます不確実になったと指摘する。その上で、公民教育が、現在世代の未来世代に対する道德的責任についての新しい考え方を提示する必要性を強調している。結論的には、現在世代が未来世代の在り方を決定する「力」(power)を持つため、その力を「思慮」(prudence)と「注意」(caution)を持って使用しなければならない、という点にその主張が集約されている。公民教育が果たすべき役割を示した研究として評価に値するが、ビジョンを示した点に留まり、いまひとつ具体性に欠ける。しかし、この分野(世代間倫理と教育)の先行研究としては、重要な位置を占めるのは確かである。

次に検討するのは哲学・国際関係学が専門のボーマン(James Bohman)の「子どもたちと市民権―非支配と世代間正義」⁽²⁷⁾である。ボーマンは、「子どもの権利条約」(Convention on the Rights of the Child)の検討から論を起こし、そこで説かれている子どもの諸権利を、未来世代へ拡張する必要性を主張する。彼は繰り返し個人の利益だけではなく、未来世代の利益を考慮する必要性に言及している。彼の論文は「子どもの権利条約」の現在志向性を未来志向性に転換する視点を提供した点で独自性があるが、理論や哲学ベースで、それほど具体的な

展開は見られなかった。

②労働・年金・高齢者ケアの問題

教育の問題に続いての社会福祉問題として、労働・年金問題あるいは高齢者のケアの問題が挙げられる。前者(労働・年金)の問題を世代間倫理(正義)の文脈で取り上げた研究としては、アルトマン(Nancy J. Altman)の「応答―社会保障と世代間正義」がある。彼は、この論文で「社会保障」(Social Security)に「健康保険」(Medicare)を含めずに考察している。⁽²⁸⁾

また、「年金」に関して財政学が専門の神野直彦は、スウェーデンの事例を挙げながら「世代間連帯」という視点から以下のような重要な指摘をしている。彼は「スウェーデンでは、高齢者はお金のためではなく、他者を幸福にするためにボランティアで働くのです。労働市場で働く権利は次の世代に譲っていく。年金というのは、世代間連帯のお金なんです。『私に職を譲ってください。その代わり、あなたの老後の生活はちゃんと面倒見ますよ』という世代間連帯のメッセージが込められている。」⁽²⁹⁾と述べ、「世代間連帯」の促進剤としての「年金」の側面を強調している。⁽³⁰⁾

後者(高齢者のケア)の問題に関しては、子どもや家族に関する公共政策が専門のアイザックス(Julia B. Isaacs)の「子ど

もたちと高齢者にかかる費用―問題の概観⁽³¹⁾」や、医療倫理が専門のキャラハン (Daniel Callahan) の「私たちは高齢者のために保健医療を割り当てべきなのか⁽³²⁾」等が挙げられる。

(六) 家・地域・コミュニティ・企業・国家の盛衰及び歴史認識の問題

①家の盛衰について

この分野からの世代間倫理アプローチとしては、それほど先行研究が見当たらなかった。しかし、伝統的に儒教圏の国においては、家(名)の存続・永続への思いが強いことが歴史を振り返れば分かる。

また、法学博士・廣池千九郎(二八六六―一九三八)が創建したモラロジー (Moralogy) においても、「家の存続・永続」に関する記述は、『新科学としてのモラロジーを確立するため最初の試みとしての道徳科学の論文』(昭和三年、初版発行)や『孝道の科学的研究』(昭和五年、初版発行)その他の著作に顕著であるが、同時代の柳田國男も「家永続の願い」という文章を書いている。これは、昭和五年(一九三〇年)という年代に書かれたものだが、現代的にも古くない視点がある。例えば柳田は「死んで自分の血を分けた者から祭られねば、死後の幸福は得られない」という考え方が、いつの昔からともなくわれわれの親たちに抱かれていた。家の永続を希う心も、いつかは

行かねばならぬあの世の平和のために、これが何よりも必要であったからである。」と述べ、「死後の幸福」あるいは「あの世の平和」というある種、個人的な利益のために「家の永続」を願うという視点(あるいは事実)を提示しているのは興味深い。上で述べたように、これに関しては死生学の観点から別の機会に論じてみたい。

②地域・コミュニティの盛衰について

一方、地域やコミュニティにおける「世代間倫理」の実践例として、例えば、宗教社会学が専門の冬月律は「世代間倫理」あるいは「未来倫理」という直接的な表現はしていないが、過疎集落における氏神信仰の実態と継承に関して、高知県の高岡郡のある地区と集落を事例に調査を行った。その成果が『モラロジー研究 第七三号』(モラロジー研究所、二〇一四年)掲載の「過疎集落における氏神信仰の実態―高知県高岡郡の旧川口地区の氏子の語りから―」と『モラロジー研究 第七五号』(モラロジー研究所、二〇一五年)掲載の「過疎集落における氏神信仰の継承―高知県高岡郡の旧松生原集落を事例に―」である。

後者の研究では、「継承」という「世代間倫理」における一つの重要な視点を軸に、①伝統芸能の現状、②伝統芸能の継承とその意義、③伝統芸能の継承が抱える問題点が明らかにされ

ている。

冬月は、当集落（旧松生原集落）における氏神信仰の継承のまとめとして、「当集落は、伝統芸能を村の共同作業の中に位置づけ、地域を離れるまでの限られた時間の間、子どもたちには複合的かつ反復的に伝えるというプロセスをへて、氏神信仰が継承されていくのである。」と述べている。ここでの「複合的」は「教育的」ともされる。つまり、子どもたちに対して、強制的にならず、普段の行動の中で無理なく「氏神信仰」が継承されていく可能性が示唆されているのである。

ただ一方で、論者は地域を離れた子どもたちの「将来」に関心がある。冬月は「小学生から中学生時代に覚えた伝統芸能を通しての経験が、そのまま大人になっても影響することは言うまでもない。」と指摘しているが、どのように影響するのだろうか。この点に関して、実証的に明示できれば「世代間倫理」あるいは「未来倫理」（ヨナス）の一つの重要な可能性・実践性・実効性を提示することが可能であろう。

③ 企業の盛衰の問題

企業の盛衰の問題は、古くから主に経営学の分野で議論されてきた。モラロジでも企業の永続・発展は一つの大きなテーマとして存在する。企業の永続・発展を考察する研究がこれまでに多くなされているが、「世代間倫理」という視点からの目

立った研究は存在しない。この分野に関しては、経営学あるいは道徳経済一体思想等の専門学者による開拓が望まれる。⁽³⁷⁾

④ 国家の盛衰と歴史認識の問題

この分野は、伝統的に歴史学や政治学、社会学、政治哲学等が担ってきた課題であるが、管見の限り、「世代間倫理」の文脈で語っている文献は存在しない。

しかしながら、「世代間倫理」の視座から、歴史を捉えた発言として、例えば一九八五年五月八日、戦後四十年の節目の年に、当時の西ドイツ大統領ヴァイツェッカー（Richard von Weizsäcker, 1920-2015）が演説において「問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけではありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。」⁽³⁸⁾と述べたことが注目される。彼の発言は歴史認識あるいは、国の進路を探る際に示唆に富んでいるが、ここに示した「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。」の「現在」に加えて、「未来」に対しても盲目になることを危惧することが、「世代間倫理」の論点においては重要となる。

一方、日本の安倍晋三首相が、昨年（二〇一五年）の八月十

四日に発表した談話（平成二十七年八月十四日 内閣総理大臣談話）の冒頭に「終戦七十年を迎えるにあたり、先の対戦への道のり、戦後の歩み、二十世紀という時代を、私たちは、心静かに振り返り、その歴史の教訓の中から、未来への知恵を学ばなければならないと考えます。」⁽³⁹⁾とあり、ここからは日本あるいは諸外国との関係を未来に拓こうという努力が見られ、一定程度評価されるが、「未来志向」はややもすると、「過去」を置き去りにする、あるいは「現在」を蔑ろにするような「引き伸ばし」にもなりかねないため、議論は慎重を要する。

続けて、敗戦国の日本を例に取るが、歴史認識との関連で、戦後論あるいは戦後責任論についての議論が、戦後の知識人によって種々なされてきた。

例えば、文芸評論家の加藤典洋が著した「敗戦後論」（『敗戦後論』、筑摩書房、二〇一五年、九―一〇三頁所収）は一九九五年（終戦五十年）の初出だが、これは後の戦後論・戦後思想に大きな影響を与えた「戦後」と「戦後責任」に関する評論である。また、日本思想史が専門の伊東祐吏は『戦後論―日本人に戦争をした「当事者意識」はあるのか』（平凡社、二〇一〇年）において、加藤の「敗戦後論」を批判的に継承し、戦後知識人の戦後論及び戦後責任論を網羅的に検討している。

一方、政治学・社会思想が専門の白井聡は、二〇一三年に『永続敗戦論―戦後日本の核心―』（太田出版）を著し、加藤の

「敗戦後論」を取り上げながら、加藤が言うような敗戦「後」は存在しない、「敗戦」そのものが決して過ぎ去らない、という意味を込め、日本の現状を「永続敗戦」と呼んだ。問題の核心部分で白井は、「敗戦の帰結としての政治・経済・軍事的な意味での直接的な対米従属構造が永続化される一方で、敗戦そのものを認識において巧みに隠蔽する（＝それを否認する）という日本人の大部分の歴史認識・歴史的意識の構造が変化していない、という意味で敗戦は二重化された構造をなしつつ継続している。」⁽⁴⁰⁾と「永続敗戦」状態の内実に言及している。

これに対して、より未来へ拓いた形で論が展開された『脱永続敗戦論―民主主義を知らない国の未来―』（朝日新聞出版、二〇一五年）が、公共哲学・政治哲学を専門とする小川仁志によって著された。小川は、白井の言う「永続敗戦」という日本の現状を認めつつ、議論の対象を「戦後」に限定せず、二つの方向に敷衍する必要性に言及する。すなわち①近代化が始まった明治以降あるいはそれ以前の日本人のメンタリティが形成されはじめた時代から、この先の未来まで含めて考えること、②対米従属の政治状況を論難するだけにとどまらず、日本が近代国家として民主主義を確立する方法を提案すること、である。

論者は、世代間倫理アプローチの重要な可能性を、以下の点に見出している。つまり、現在だけでなく、過去だけでもなく、未来だけでもなく、過去・現在・未来へと貫かれた視座か

ら物事を検討するという点である。その意味で、ここにあげた小川の論理展開は、非常に重要であると考える。⁽⁴¹⁾

昨年（二〇一五年）は戦後七十年の節目を迎え、特にその関連での多くの書籍や論文が世に問われている。今一度、「世代間倫理」という視点から、何を省み、何を受け継ぎ、何を未来世代に伝えていくのかを考えることが求められている。⁽⁴²⁾

五、おわりに——まとめと今後の課題——

ここまで、過去・現在・未来という時間軸に依って立ち、「世代間倫理」研究の諸相を整理することで、「未来世代への利他性」を考えるための手がかりを探索してきた。

本稿を締めくくるにあたり、まとめとともに、冒頭で掲げた「未来世代への利他性の内容は何か？」及び「現在世代は未来世代のために何ができるのか？」という二つの問いについて、現時点での論者の答えを示しておきたい。

前者と後者の問いは、別個に答えるよりも、まとめて答えた方が、問題の焦点が明確になるため、そのような方法を取る。ここに挙げた問いに対する答えを以下のようにまとめた。

(一) 科学・技術の発展と地球環境問題と世代間倫理の視点から

現在世代は未来世代に対して、過去世代から引き継いで来た

「自然」という遺産を、少なくとも受け取った程度にはその状態を保ち、未来世代へ引き渡す責務がある。いわゆる「ロッキ的但し書き」⁽⁴³⁾に則って言えば、現在世代は「十分な善きもの」を未来世代に引き渡す責務がある、ということになる。この視点は、本稿では触れなかったが、モラロジの義務先行説にも一脈通ずると考えられ、現在世代の「義務先行」によって未来世代に「利益」や「権利」がもたらされることになる。⁽⁴⁴⁾さらに現在世代の「伝統祖述」という生き方の観点からは、現在の科学・技術の継承と発展の側面だけでなく、「見直し」といった側面も問われる。⁽⁴⁵⁾しかし、現在のように発展した文明社会のあり方を急激に変えることは困難である。自然観や人間観、世界観等の見直しから始めて、漸次的に、人類及び地球存続の未来へ向けての歩みが必要である。

(二) 人口問題とそれに伴う資源枯渇・生物多様性喪失の問題と世代間倫理の視点から

この視点からは、未来世代の人口がゼロでないという見込みがある限り、現在世代は未来世代への責務を放棄してはならない、という結論を得た。一方、人口減少傾向にある日本において、逆にその状況に希望を見出す、という広井の視点を手がかりに、現在世代の未来への方向性を探った。さらに広井の別の立論によって、「民俗学的な知」と「近代科学的な知」の融合

という視点を得た。この点に関しては、「死生学」や「死生観」という問題から、さらなる検討が必要となる。

(三) 教育・労働・年金・高齢者ケア等の社会福祉問題と世代間倫理の視点から

教育と世代間倫理に関して得られた知見は、「伝統的な文化的価値の保存」という過去からの視点と、「未来志向」という未来への視点が交差するところに、教育が位置づけられるということである。さらに「子どもの権利条約」の未来志向性への転換という視点が得られた。

労働・年金の視点からは、スウェーデンの事例をもとに、「年金」とは労働者（現役世代）と高齢者（引退世代）の「世代間連帯のお金」という知見を参照することができた。高齢者ケアの問題に関しては、具体的に検討できなかったが、この年金の例で見たように、世代間の連帯が促進できる方向に進むのが望ましいのではないだろうか。

(四) 家・地域・コミュニティ・企業・国家の盛衰及び歴史認識と世代間倫理の視点から

「家の永続」という観点は、廣池や柳田の生きた時代には顕著であったが、現在は必ずしもそうではないのではないか。このことは、「世代間倫理」自体の意味を問い直すことにつながる

る。これに関しては後ほど、今後の課題とともに再び提示する。

地域・コミュニティの存続に関しては、過疎化や少子化の問題、若者の地域離れの問題も含めて、今後さらに世代間倫理の視点からの研究が必要になってくる。

企業の盛衰に関しては、従来の経営学あるいは経営倫理、道徳経済一体思想等との関連で、世代間倫理の視点からの研究が可能かどうか。今後の研究が望まれる。

国家の盛衰あるいは歴史認識の問題と世代間倫理の視点については、問題の切り口がいくつも考えられるが、今回取り上げたのは主に、戦後論・戦後責任論に関してであった。過去・現在・未来へと貫かれた視点から歴史を見たとき、現在世代は何を省み、何を受け継ぎ、未来世代に何を伝えていけばよいか。戦後七十年の今、歴史認識を世代間倫理の視点から考えることは重要であると考える。

では最後に、今後へ向けての問題意識に関連させて、新たな課題に言及して本稿を終えたい。

ここまで「世代間倫理」に関してどちらかと言えば肯定的に検討してきたので、以下の問題意識は逆説的になるかもしれない。昨今の人々は以前ほど「存続」や「永続」という「価値」に重きを置かなくなっているのではないかと、論者は考えてい

る。例えば、結婚をせずに、子どもも要らない、家も継がない、一生独身で居たいという人も珍しくない。この事態は、「人類の存続」という現在世代の未来世代への究極の倫理¹⁶責任として提示したヨナスの至上命令に真っ向から対立するものである。しかし、現実的には、経済状態その他の影響で、結婚を先延ばしにせざるを得なかったり、子どもを産みたくても産めなかったり、というジレンマも存在するため、一概にここに挙げた義務（もしくは権利）を、各自が好んで放棄するという選択をしているわけではない、ということも押さえておかなければならない。果たして人類はこの先、存続する義務・責任を負い続けなければならないのだろうか。

ここに挙げた問題意識は、裏を返せば「世代間倫理」、さらには「永続」や「進化」に重きを置いているモラロジーの再検討という課題へとつながることになる。

廣池千九郎は、「自然の法則」に従う¹⁷最高道徳を実行する（原因）ことで、人間は「進化」する（結果¹⁶）、という「法則」を発見した。しかしながら、この「法則」の中で与えられる「家の永続」や「企業の永続」という「結果」は、現在の人々が道徳を実行する際のモチベーション（動因）となりうるのかどうか。現実的・実践的な次元において、そのような問題が浮上することになる。

以上から導き出される次なる探求の課題は、「世代間倫理」

成立の条件に関する考察である。「存続」や「発展」、「永続」という「結果」に魅力がなく、利他的あるいは現在志向的な視野が支配する現代的価値観において、「世代間倫理」の意義を問い直さなければならぬ。この問題は、「世代間倫理」の成立に対する疑義の問題とあわせて、今後の検討課題としておきたい。¹⁷

参考文献一覧（但し、注に掲げた文献を除く）

邦文

伊東俊太郎『変容の時代―科学・自然・倫理・公共』、麗澤大学出版会、二〇一三年。

上垣崇英・小関周二編『環境哲学と人間学の架橋―現代社会における人間の解明』、世織書房、二〇一五年。

小坂国継『環境倫理学ノート―比較思想的考察』、ミネルヴァ書房、二〇〇三年。

品川哲彦『正義と境を接するもの―責任という原理とケアの倫理』、ナカニシヤ出版、二〇〇七年。

鈴木興太郎編『世代間関係性の論理と倫理』、東洋経済新報社、二〇〇六年。

——『「ほか」編『世代間関係から考える公共性―公共哲学20』、東

京大学出版会、二〇〇六年。

高橋隆雄編『将来世代学の構想―幸福概念の再検討を軸として』、九州大学出版会、二〇一二年。

デカルト著・谷川多佳子訳『方法序説』、岩波書店（岩波文庫）、一九九七年。

廣池千九郎『新版 道德科学の論文 第八冊』、モラロジー研究所、一九八五年。

——『新版 道德科学の論文 第九冊』、モラロジー研究所、一九八五年。

——『新版 道德科学の論文 第一冊』、モラロジー研究所、一九八六年。

ペーコン著・桂寿一訳『ノヴム・オルガナム』、岩波書店（岩波文庫）、一九七八年。

松岡幹夫『京都学派とエコロジー——比較環境史的考察』、論創社、二〇一三年。

柳田國男『新版 遠野物語 付・遠野物語拾遺』、角川学芸出版、二〇〇四年。

——『日本の祭』、角川学芸出版、二〇一三年。

——『山の人生』、角川学芸出版、二〇一三年。

——『先祖の話』、角川学芸出版、二〇一三年。

欧文
Jackson, Frank, and Michael Smith (ed.). (2005) *The Oxford Handbook of Contemporary Philosophy*. Oxford: Oxford University Press, paperback edition, 2013.

Jenkins, Willis. *The Future of Ethics: Sustainability, Social Justice, and Religious Creativity*. Washington, DC: Georgetown University Press, 2013.

Mulgan, Tim. (2006) *Future People*. Oxford: Oxford University Press, paperback edition, 2008.

Thompson, Janna. (2009) *Intergenerational Justice: Rights and Responsibilities in an Intergenerational Polity*. New York, London:

Routledge Taylor & Francis Group, paperback edition, 2013.

注

(1) シュレーダー・フレチエット編・京都生命倫理研究会訳『環境の倫理(上)』、見洋書房、一九九三年、三二—三五頁。

(2) 近代民主主義思想の起源をどの時点にまで遡らせるかについては、議論の余地がある。本稿では、田中浩（『ホップズ・リヴァイアサンの哲学者』、岩波書店、VI頁）の説に従って、ホップズを近代民主主義思想の「創始者」としておきたい。また、ここでは近代政治哲学の一定の完成をもたらした人物としてルソーを取り上げた。國分功一郎の見解を採用したい。國分は、「ルソーは自然状態論、社会契約論、そして主権理論という近代政治哲学の三本の柱に、実に整った姿を与えた。また、その哲学は、今日多くの国で採用されているタイプの民主主義を基礎づけるものでもあった。」（『近代政治哲学——自然・主権・行政』、筑摩書房、二〇一五年、一三九頁）と述べており、ルソーが、現代の民主主義思想を基礎づける働きを担った点を強調している。

(3) この段落の記述に関しては、本稿の直接的な主題（「未来世代への利他性を考える」）と懸隔するため、概略的考察にとどめ、これ以上の詳しい考察は別の機会に譲りたい。

(4) この語は、社会学者の大澤真幸（『「未来」との連帯は可能である。しかし、どのような意味で』、弦書房、二〇一三年、二六頁、『可能な革命』、太田出版、二〇一六年、二一七頁他）らが使用している。

(5) 竹内昭「もう一つの〈世代間倫理〉の試み——環境倫理学の一基本問題の考察——」、『法政大学教養部紀要』（一一二巻、法政大学教

- 養部、二〇〇〇年、一―二四頁）、二〇頁。
- (6) ハンス・ヨナス著・加藤尚武監訳『責任という原理―科学技術文明のための倫理学の試み』、東信堂、新装版（二〇一〇年）、七四―七五頁。
- (7) いかなる条件であれ、必ず守らなければならない命令のこと。
- (8) シュレーダー・フレチエット「テクノロジー・環境・世代間の公平」、シュレーダー・フレチエット編・京都生命倫理研究会訳『環境の倫理上』（晃洋書房、一九九三年、一一九―一四五頁）、一―二六頁。
- (9) 加藤尚武『現代倫理学入門』、講談社、一九九七年、二一八頁。
- (10) Austin Sarat and David Walchak, (2014) "Introduction," in *Intergenerational Justice*, ed. by Austin Sarat (New York: The International Debate Education Association, 2014), pp. 4-6.
- (11) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』、丸善株式会社、一九九一年等。
- (12) 鬼頭秀一「ほか」編『環境倫理学』、東京大学出版会、二〇〇九年、八一頁。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 例えは Christopher Groves, *Care, Uncertainty and Intergenerational Ethics* (Hampshire [Basingstoke]: Palgrave Macmillan, 2014) 等。
- (16) John Rawls, (1971/1999) *A Theory of Justice* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, revised edition, 1999), pp. 251-258. (今川 ン・ロールズ著・川本隆史「ほか」訳『正義論 改訂版』、紀伊國屋書店、二〇一〇年、三八―三九二頁。)
- (17) Edith Brown Weiss, (1990) "In Fairness to Future Generation," Austin Sarat ed., op. cit., pp. 145-156.
- (18) Fabian Schuppert, (2011) "Climate Change Mitigation and Intergenerational Justice," Austin Sarat ed., op. cit., pp. 157-176.
- (19) Matthew Rendall, (2011) "Climate Change and the Threat of Disaster: The Moral Case for Taking Out Insurance at Our Grandchildren's Expense," in *ibid.*, pp. 177-194.
- (20) 権利説への批判として例えは、R. T. De George, (1979) "The Environment, Rights, and Future Generations," in *Ethics and Problems of the 21st Century*, ed. by K. E. Goodpaster, and K. M. Sayre (Notre Dame, Ind.: University of Notre Dame Press, 1979), pp. 93-105. 等。議論が異なる。
- (21) Gustaf Arrhenius, (2009) "Egalitarianism and Population Change," in *Intergenerational Justice*, ed. by Axel Gosseries and Lukas H. Meyer (Oxford: Oxford University Press, paperback edition, 2012), pp. 323-346.
- (22) 以下のトレンメルトレンメルの議論は、Joerg Chet Tremmel, (2009) *A Theory of Intergenerational Justice* (New York and London: Routledge, paperback edition, 2014), pp. 52-54. を参照した。
- (23) この遠い将来世代に対する義務について問題に関連して、工学博士の戸川達男は『遠未来の人々との絆』（東京図書出版、二〇一四年）とて、意欲的な著作を世に問うている。
- (24) 広井良典『人口減少社会と希望』、朝日新聞出版、二〇一三年、三頁。
- (25) 同著『ポスト資本主義―科学・人間・社会の未来』、岩波書店、二〇一五年、二二八頁。
- (26) Henry-Ii Li, (2005) "Rethinking Civic Education in the Age of

- Biotechnology," Austin Sarat ed., op. cit., p. 120.
- (27) James Bohman, (2011) "Children and the Rights of Citizens: Nondomination and Intergenerational Justice," in *ibid.*, pp. 128-141.
- (28) "Throughout this article, Social Security refers to the cash benefits programs, Old Age, Survivors, and Disability Insurance ("OASDI"), not to Medicare." (Nancy J. Altman, (2009) "Response: Social Security and Intergenerational Justice," in *ibid.*, p. 228.)
- (29) 若林靖永「ほか」編「二〇五〇年超高齢社会のコミュニケーション構想」、岩波書店、二〇一五年、一四五頁(太字は論者が施した)。
- (30) この「世代間連帯」の議論の具体的展開に関しては、社会学者の上野千鶴子と衆議院議員の辻元清美の共著『世代間連帯』(岩波書店、二〇〇九年)が参考になる。
- (31) Julia B. Isaacs, (2009) "Spending on Children and the Elderly: An Issue Brief," Austin Sarat ed., op. cit., pp. 237-248.
- (32) Daniel Callahan, (2012) "Must We Ration Health Care for the Elderly?," in *ibid.*, pp. 259-269.
- (33) 刊行は、翌年の昭和六年(一九三一年)である。
- (34) 柳田國男『明治大正史 世相篇』、講談社、一九九三年。
- (35) 冬月律「過疎集落における氏神信仰の継承—高知県高岡郡の旧松生原集落を事例に—」、『モラロジー研究』第七五号、二〇一五年(五一—七〇頁)、六六頁。
- (36) 同上。
- (37) 具体的な現場に結びつけて論じているものとしては、田中久男(AIU保険会社)の「CSR(企業の社会的責任)と世代間倫理」(『月刊監査研究』二〇〇九年九月号(第四二五号)、七〇—七四頁)があるが、世代間倫理と企業の社会的責任の関係に関する学問的探求は、未開拓と言える。
- (38) リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー述・永井清彦編訳「言葉の力—ヴァイツェッカー演説集」、岩波書店、二〇〇九年、一一頁。
- (39) 安倍晋三・首相官邸「平成二十七年八月十四日内閣総理大臣談話」http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20150814danwa.html(閲覧日:二〇一六年八月二十五日、太字は論者が施した)。
- (40) 白井聡「永続敗戦論—戦後日本の核心」、太田出版、二〇一三年、四七頁。
- (41) 小川は「開かれたコミュニティアニズム」として以下の五つの要素を提示している。すなわち、①政治参加の重視、②熟議を文化とする、③横の公共性、④縦の公共性、⑤伝統文化を大切に世に発信するという要素である。興味深いことに、小川は④の縦の公共性の議論において「世代間の倫理」(小川前掲書、二一八頁)という言葉を使用し、特に生命・身体に影響を及ぼすようなもの(核廃棄物等)に関しては、「近い将来世代(immediate future generation)」も「遠い将来世代(renote future generation)」も関係なく、同等に現在世代の「将来世代」への責務を取り扱う立場から議論する必要性に言及している(小川前掲書、二一八—二二〇頁)。例えば、核廃棄物の処理問題に関しては、現在のところ解決していないため、この小川の指摘は非常に重要と言える。
- (42) この関連で参考になるのが、大澤真幸編著『憲法九条とわれらが日本—未来世代へ手渡す』(筑摩書房、二〇一六年)である。
- (43) イギリスの哲学者・ジョン・ロック(John Locke, 1632-1704)は『統治二論』、「後篇」において「所有権」に関して、「少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合に

は」という但し書きを付している(ジョン・ロック著・加藤節訳『完訳統治二論』、岩波書店、二〇一〇年、三三二頁)。これを一般に「ロッキ的但し書き」とか「十分性の制約」と呼ぶ(森村進編著『リベタリアニズム読本』、勁草書房、二〇〇五年、九五頁参照)。

(44) 自然⇨神(本体)と見ると、それを守ることが「自然の法則」に従うこと⇨義務先行ということになるか。義務先行と地球環境問題の関係に関しては、物理学が専門の松浦勝次郎が「環境倫理の基本的課題―自然の生存権の問題を中心に」(『モラロジー研究』第48号、モラロジー研究所、二〇〇〇年、一一三二頁)において、詳細な検討を行なっている。

(45) これに関しては、科学哲学・比較文明論の立場から伊東俊太郎が『科学の倫理学』へ」という講演論文を発表し、これまで「科学」において必ずしも問われてこなかった「倫理」の視点を導入して、科学及び技術の在り方を考察している(伊東俊太郎『科学の倫理学』へ)、『モラロジー研究』第五九号、モラロジー研究所、二〇〇七年、一一三三頁)。

(46) この「進化」という結果の内容は、人類の安心・平和・幸福・子孫の繁栄に加えて、家あるいは企業・国家の存続・発展・永続等である。

(47) 「世代間倫理」成立の条件に関連して、現時点での論者の仮説を若干述べておきたい。それは、「伝統」(the line of succession, ortholition)や「超越的なもの(神や仏)」との触れ合い、言い換えれば、「人類が存在する根拠(恩恵)」に触れることで、現在世代が未来世代に対して、倫理的な態度を自発的に取ることにつながるのではないか、ということである。この点に関しては、廣池の「伝統の原理」と「神の原理」(『新版道徳科学の論文第七冊』、モラロジ

ー研究所、一九八五年)、教育人間学・日本精神史が専門の下程勇吉(一九〇四―一九九八)の「超越性の原理」(『増補宗教的自覚と人間形成』、広池学園出版部、一九九一年)等が考察の際の手がかりとなる。

(キーワード) 未来世代、世代間倫理、世代間正義、環境倫理、地球環境問題

